

令和 6 年度権利擁護部会の開催状況について

1 所掌事項

- (1) 児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号。）第 32 条第 1 項に規定する児童又はその保護者の意向が当該措置と一致しない場合その他葛飾区児童相談所長が必要と認める場合に諮問を受けて答申すること。
- (2) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 33 条の 15 第 2 項の規定による被措置児童等虐待（法第 33 条の 10 に規定する被措置児童等虐待をいう。）に係る措置についての報告を受け、法第 33 条の 15 第 3 項に規定するその報告に係る意見を述べること。
- (3) 児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 9 条第 1 項の規定による立入り及び調査又は質問並びに法第 33 条第 1 項及び第 2 項の規定による一時保護の実施状況等の報告を受けること。
- (4) 葛飾区子どもの権利擁護事業において、子どもの権利擁護のために必要と認められる事案について、諮問を受けて答申すること。

2 開催状況

(1) 開催回数

7 回

(2) 審議件数

審議事例	件数
児童又はその保護者の意向が当該措置と一致しない場合	4 件
葛飾区児童相談所長が必要と認める場合	3 件
葛飾区子どもの権利擁護事業において、子どもの権利擁護のために必要と認められた場合	1 件
その他	0 件
合計	8 件

(3) 被措置児童等虐待の状況報告

受理件数	調査済み	調査中
4 件	3 件	1 件

※調査中の事案については、調査終了後、権利擁護部会にて報告予定である。